

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生環第262号

平成31年3月25日

猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について（通達）

みだしのことについては、これまで「猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について（通達）」（平成26年3月31日付け警察庁丁保発第51号）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添のとおり「猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について（通達）」（平成31年3月8日付け警察庁丁保発第46号。以下「新通達」という。）が発出されたことから、今後は新通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた。

※ 警察庁通達「猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。